

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

目 次

ページ

○肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則

（疾病・感染症対策課）

一

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

（障害福祉課）

三

○県営土地改良事業換地計画の縦覧

（農村整備課）

三

○地域森林計画の変更（二件）

（林業振興課）

四

○保安林の指定施業要件の変更

（森林整備課）

四

○保安林の指定施業要件の変更の予定

（同）

四

○道路の区域変更（二件）

（道路課）

五

○道路の供用開始（三件）

（同）

五

公 告

○開発行為に関する工事の完了

（建築宅地課）

六

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

（契約課）

六

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

（同）

八

監 査 委 員

○定期監査結果に対する措置の公表（二件）

八

規 則

肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年一月十一日

○宮城県規則第一号

肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則

肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則（平成三十年宮城県規則第百八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「肝がん・重度肝硬変入院関係医療」の下に「及び肝がん外来関係医療」を加える。

第二条第二項中「検査」を「検査料、入院料」に、「あつて前項の給付の対象となっている医療（食費及び生活費に係るものを除く）」を「保険適用となっているもの（当該医療と無関係な医療を除く）」をいい、「高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療」とは、肝がん・重度肝硬変入院関係医療のうち、同じ月に健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関（以下「保険医療機関」という。）において患者が受けた医療であつて、当該医療に係る一部負担額の合算額（高額療養費の算定方法の例により算定した一部負担額の合算額をいう。）が高額療養費算定基準額（健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十二条第一項から第九項まで、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第九条第一項から第九項まで、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の五第一項から第九項まで、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の三第一項、第三項から第九項まで及び第十二項、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の四第一項から第九項まで、私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十五条各項に規定する高額療養費算定基準額をいう。以下同じ。）を超えるもの」に改め、同条に次の三項を加える。

3 この規則において「肝がん外来医療」とは、患者（重度肝硬変を発症している者を除く。）に対して行われる分子標的治療薬を用いた外来医療その他の外来医療で保険適用となっているものうち、知事が別に定めるものをいう。

4 この規則において「肝がん外来関係医療」とは、肝がん外来医療及び当該医療を受けるために必要となる検査料その他当該医療に関係する外来医療で保険適用となっているもの（当該医療と無関係な医療を除く。）をいい、「高療該当肝がん外来関係医療」とは、令和三年四月以降に行われた肝がん外来関係医療のうち、同じ月に保険医療機関及び健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険薬局（以下「保険薬局」という。）において患者が受けた医療であつて、当該医療に係る一部負担額の合算額（高額療養費の算定方法の例により算定した一部負担額の合算額をいう。）が高額療養費算定基準額を超えるものをいう。

額療養費算定基準額を超えるものをいう。

5 この規則において「高療該当肝がん・重度肝硬変合算関係医療」とは、令和三年四月以降に行われた、同じ月における、肝がん・重度肝硬変入院関係医療（肝がん外来医療の実施に係るものに限る。）及び肝がん外来関係医療の一部負担額を合算した額（高額療養費の算定方法の例により算定した一部負担額の合算額をいう。）が高額療養費算定基準額（患者が七十歳以上の場合は、入院・外来高額療養費算定基準額（入院医療及び外来医療に係る医療費の双方を対象とする高額療養費算定基準額をいう。）を超えるもの（高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療又は高療該当肝がん外来関係医療に該当するものを除く。）をいう。

（対象医療）

第三条 この規則による費用の交付の対象となる医療（以下「対象医療」という。）は、次の各号のいずれかの医療（第一号については、一部負担額が医療保険各法に基づく政令及び高齢者医療確保法に基づく政令に規定する特定疾病給付対象療養に係る高額療養費算定基準額を超えるものに限る。）のうち、当該医療の行われた月以前の十二月以内に、次の各号のいずれかの医療を受けた月数（医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定による外来に係る年間の高額療養費の支給により、患者が肝がん・重度肝硬変入院関係医療及び肝がん外来関係医療について自己負担を行わなかった月数を除く。）が既に二月以上ある場合であつて、次条第一項に規定する指定医療機関又は保険薬局において当該医療を受けた月のものとする。

- 一 高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療
 - 二 高療該当肝がん外来関係医療
 - 三 高療該当肝がん・重度肝硬変合算関係医療
- 第四条第一項中「に掲げる要件の全て」を「のいずれか」に改め、同項各号を次のように改める。
- 一 肝がん・重度肝硬変入院関係医療及び肝がん外来医療を適切に行うことができ、かつ、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（以下「研究促進事業」という。）の実施に協力することができる保険医療機関（以下「入院等指定医療機関」という。）
 - 二 肝がん外来医療を適切に行うことができ、かつ、研究促進事業の実施に協力することができる保険医療機関（入院等指定医療機関を除く。）

第七条第一項中「とする」の下に「。認定を行うに当たっては、事業の適正かつ円滑な実施を図るため、肝炎対策協議会条例（平成十九年宮城県条例第三十三号）に規定する宮城県肝炎対策協議会の意見を求めるものとする」を加え、同項第二号中「及び」を「若しくは」に、「並びに」を「又は」に改め、「保険医療機関」の下に「又は保険薬局」を加え、「肝がん・重度肝硬変入院関係医療に係る」を「肝がん・重度肝硬変入院医療又は肝がん外来医療に関し」に改め、同項第三号中「のいずれかに

該当していること」を「に該当する者であること」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第九条第一項中「肝がん・重度肝硬変入院関係医療」を「対象医療」に改め、同条第二項中「第七条第三項（第一号を除く。）及び第四項」を「第七条第二項及び第三項」に、「第七条第三項中「前項」とあるのは「第九条第一項」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第九条第一項」を「これらの規定中「前項」とあるのは「第九条第一項」と、「認定」とあるのは「更新」に改める。

第十一条中「氏名、住所又は加入している医療保険を変更したとき」を「内容に変更が生じたとき」に改める。

第十二条中「又は」を「、又は」に改める。

第十三条中「指定医療機関」の下に「又は保険薬局」を加え、「肝がん・重度肝硬変入院関係医療」を「対象医療」に改める。

第十四条第一項中「対象医療に要する費用は、参加者が当該医療を受ける」を「高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療に係る費用は、原則として入院等」に改め、同項ただし書中「ただし」の下に「、これにより難しい場合には」を加え、「場合には、参加者からの請求に基づき、当該」を「方法により、」に改め、同条第二項第一号中「合計額」を「合算額」に、「保険者」を「医療保険者」に改め、同条に次の二項を加える。

3 対象医療について、第一項の規定により研究促進事業を実施する場合以外の場合は、患者に対し、同じ月における医療保険各法の規定による医療又は高齢者医療確保法の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合算額から医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定による医療に関する給付に関し医療保険者が負担すべき額を控除した額（以下「高療自己負担月額」という。）が二万円以下である場合を除き、高療自己負担月額と一万円との差額を助成することにより研究促進事業を実施するものとする。ただし、七十歳以上の患者のうち、医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定による外来に係る年間の高額療養費の支給の対象となる者については、毎年八月から翌年七月までの間において、高療自己負担月額（肝がん外来関係医療に係るものに限る。）の合算額が十四万四千円を超える部分に対しては、助成しない。

4 前項に定めるもののほか、七十歳未満の患者が、前項の規定により助成を受けた場合において、対象医療に係る助成後になお残る一部負担額の取扱いその他研究促進事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

第十七条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

（関係者の留意事項）

第十七条 知事は、患者等に与える精神的影響を考慮して、研究促進事業によって知り得た事実の取

扱いについて慎重に配慮するとともに、特に個人が特定されるものに係る情報（個人情報保護条例（平成八年宮城県条例第二十七号）第二条第一号及び第二号に掲げるものをいう。）の取扱いについては、その保護に十分に配慮するよう、医療機関その他の関係者に対してもその旨指導するものとする。

別表を次のように改める。

別表（第七条関係）

年齢区分	階層区分
七十歳未満	医療保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第七項に規定する医療保険者をいう。以下同じ。）が発行する限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の所得額の適用区分がエ又はオに該当する者
七十歳以上七十五歳未満	医療保険者が発行する高齢受給者証の一部負担金の割合が二割とされている者
七十五歳以上	後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が一割とされている者

備考 この表の上欄の七十五歳以上の区分に該当する者については、六十五歳以上七十五歳未満であつて後期高齢者医療制度に加入している者のうち、後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が一割とされている者を含む。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和三年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 令和三年三月三十一日以前において、既に改正前の肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則（以下「旧規則」という。）第四条第一項に規定する指定医療機関として指定を受けている保険医療機関（以下「旧指定医療機関」という。）については、新規則第二条第三項に規定する肝がん外来医療を適切に行うことができるものとみなし、新規則第四条第一項の規定を適用する。

3 令和三年三月三十一日以前に受けた旧規則第二条第二項に規定する肝がん・重度肝硬変入院関係医療のうち新規則第二条第二項に規定する高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療に該当するも

の（当該医療の行われた月以前の十二月以内に、当該医療を受けた月数が既に二月以上ある場合であつて、旧指定医療機関において当該医療を受けた月のものに限る。）については、なお従前の例による。

告 示

○宮城県告示第三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和四年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一二七〇〇五八五	ポラリス富谷センタ 1 富谷市大清水二丁目 二二一	就労定着支援	株式会社ポラリス	令和四年一月七日

○宮城県告示第四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業吉田南部地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和四年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年一月十二日から令和四年二月九日まで

三 縦覧場所

巨理町役場

○宮城県告示第五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により宮城南地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により次のとおり公表する。

令和四年一月十一日

一 地域森林計画の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城南地域森林計画変更計画

二 縦覧場所

宮城県庁（水産林政部林業振興課）、宮城県大河原地方振興事務所及び宮城県仙台地方振興事務所

所

○宮城県告示第六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により宮城北地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により次のとおり公表する。

令和四年一月十一日

一 地域森林計画の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城北地域森林計画変更計画

二 縦覧場所

宮城県庁（水産林政部林業振興課）、宮城県仙台地方振興事務所、宮城県北部地方振興事務所（栗原地域事務所を含む）、宮城県東部地方振興事務所（登米地域事務所を含む）及び宮城県気仙沼地方振興事務所

○宮城県告示第七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和四年一月十一日

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和四年一月十一日

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

白石市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

柴田郡川崎町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）並びに白石市役所及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年一月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 仙台松島線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
宮城県利府町春日字金突堂一八番四〇地先から		前	後	三〇・六	三三・三	四三・〇	
同郡同町春日字金突堂一八番一地先まで		後	前	三〇・六	四七・〇	四三・〇	
宮城県利府町春日字寒風沢四八番地先から		前	後	九・二	一一・二	四四・八	
同郡同町春日字新堀二七番一地先まで		後	前	一一・二	一一・二	四四・八	

○宮城県告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年一月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 利府松山線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
宮城県利府町春日字金突堂一八番四七地先から		前	後	一七・八	三三・六	一五・三	
同郡同町春日字金突堂一八番四〇地先まで		後	前	一七・八	四三・〇	一五・三	

○宮城県告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年一月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	仙台松島線	宮城県利府町春日字金突堂一八番四〇地先から同郡同町春日字金突堂一八番一地先まで 宮城県利府町春日字寒風沢四八番地先から同郡同町春日字新堀二七番一地先まで	令和四年一月十一日

○宮城県告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年一月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	仙台塩釜線	塩竈市舟入二丁目五番一八地先から同市舟入一丁目一二三番一地先まで	令和四年一月十一日

○宮城県告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年一月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	利府松山線	宮城県利府町春日字金突堂一八番四七地先から同郡同町春日字金突堂一八番四〇地先まで	令和四年一月十一日

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和四年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県七ヶ浜町吉田浜字東君ヶ岡四十一番一
多賀城市八幡四丁目七番五十四一―二号 サンラ
イフ杉原多賀城B棟一〇二
佐藤 駿

多賀城市八幡四丁目七番五十四一―二号 サンラ

イフ杉原多賀城B棟一〇二
佐藤 ちえ美

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
令和四年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 調達印刷物及び発注予定数量 みやぎ県政だより 一式
 - 2 印刷物の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 契約期間 契約締結の日から令和五年三月三十一日（金）まで
 - 4 納入場所 発注者指定の場所（県庁及び県内各市町村65か所（予定））
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。（登録業種が「B 印刷物類」であること。）
 - 3 当該印刷物の製造が可能となる印刷機を自社で所有し、当該発注に係る印刷物は自社で印刷すること。
 - 4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - 6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、そ

の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 当該印刷物が災害等により履行が困難となった場合には、提携企業に支援を求めるなど、遅滞なく発行できる体制を有すること。

10 過去3年以内に、1回あたりの発行部数が本案件と同規模以上の定期刊行物として、自治体広報誌を年4回以上発行した受注実績が2件以上あること。

11 本件担当者が複数名常駐している営業拠点が公共交通機関（特急券の利用可）や車両により県

庁から1時間以内で移動できる距離にあり、かつ、本件に係る印刷工場が、公共交通機関（特急券の利用可）や車両により県庁から2時間以内で移動できる距離にあること。

12 本件担当者については、印刷業務に複数年携わるなど知識や経験が豊富であることとし、編集やデザイン、印刷等の各部門と速やかに連携できる体制を持つものであること。

13 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一一三三三五）へ令和四年一月二十日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 内田 香穂 電話〇二二一二一一三三三三）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和四年一月二十日（木）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年一月二十日（木）午前九時から令和四年一月二十六日（水）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年一月二十六日（木）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和四年一月二十八日(金) 午前九時から令和四年二月四日(金) 午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和四年二月四日(金) 午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出するものとする。

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和四年二月八日(火) 午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(令和三年宮城県規則第一百一十一号)第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 印刷物製造請負に係る履行能力確認調査実施要領を適用し、予定価格の範囲内での価格をもって有効な入札をした者のうち、最も安価な者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Service to be Procured : Printing of Miyagi Government News (Miyagi Kensei Dayori) 1 set.

2 Contract Period : From contract settlement to March 31, 2023 (Fri.)

3 Place of Delivery : Locations as designated by the ordering party (Miyagi Prefectural Government Office and 65 other locations in municipalities in Miyagi Prefecture).

4 Deadline for Bid Submission : February 4, 2022 (Fri), 5:00 p.m.

5 Contact Information : Kaho Uchida, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, TEL.: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和四年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る建設工事の名称 仙台南部地区特別支援学校新築工事(令和三年度債務教三一〇〇一号)

二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和三年十二月十日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 前田・西武・阿部和特定建設工事共同企業体 代表者 前田建設工業株式会社 東北支店 仙台市青葉区二日町四番十一号

五 落札金額 四十七億四千三百四十二万八千円(消費税及び地方消費税を除く。)

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和三年九月二十一日

監査委員

○宮城県監査委員 中六第一号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によ

り公表する。

令和4年1月11日

宮城県監査委員	高	橋	伸	二
宮城県監査委員	渡	辺	忠	悦
宮城県監査委員	成	田	由	加里
宮城県監査委員	吉	田		計

記

1 監査委員の報告日

令和3年9月2日

2 通知のあった日

令和3年11月2日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 岩ヶ崎高等学校

イ 監査委員の報告の内容

教育財産の使用許可に係る使用料及び雑入において、測定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

外部模擬試験会場の施設使用料及び光熱水費について、6か月以上の測定遅延が認められたもの。

・件数 14件

・金額 7,415円

ロ 措置の内容

教育財産の使用許可から測定・収入までの事務処理確認表を事務室内に掲示し、その都度事務処理が行われるように、進捗状況を事務室内の全職員で確認することで、再発防止を図っていく。

(2) 泉松陵高等学校

イ 監査委員の報告の内容

工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

予算令達から起工まで約3か月を要し、法面復旧を早急に実施しなかったことは、危機管

理において問題があり、内部統制上の不備があると認められる。

・件数 2件

・工事名 泉松陵高校法面復旧工事（その1）
泉松陵高校法面復旧工事（その2）

・予算令達日 令和2年6月16日

・起工日 令和2年9月14日

ロ 措置の内容

災害復旧工事であり、早急に実施すべき工事であったことを学校として反省し、今後想定される災害に対して、生徒及び教職員の安全な教育活動の場を早期に確保するためには、速やかな起工を徹底しなければならないことを、管理職及び事務職員全員で共通理解を図っていく。また、予算令達される予定がある工事については、その令達時期を予算主務課に確認するなど起工時期が遅れることがないように努める。

さらに、事務職員の人事異動の際には、担当者間の引き継ぎを確実に行うとともに、事務職員全員で情報を共有し、業務の進捗状況を複数の職員で確認し、事業を確実に実施する。

○宮城県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和4年1月11日

宮城県監査委員	高	橋	伸	二
宮城県監査委員	渡	辺	忠	悦
宮城県監査委員	成	田	由	加里
宮城県監査委員	吉	田		計

記

1 監査委員の報告日

令和3年9月2日

2 通知のあった日

令和3年11月2日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 税務課、地方税徴収対策室

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、引き続き適切な徴収対策を講じ、収収の確保に努められたい。

(内容)

・令和2年度収入未済額

現年度分 2,109,781,006円

過年度分 1,781,373,005円

合 計 3,891,154,011円

・令和元年度収入未済額

現年度分 1,333,372,737円

過年度分 1,939,786,737円

合 計 3,273,159,474円

ロ 措置の内容

令和2年度については「第5次県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「令和2年度県税事務運営」に基づき、県税収入未済額の縮減と収収確保に努めた。

特に、収入未済額の大半を占める個人県民税を重点税目として、各県税事務所に市町村滞納整理協働支援チームを組織し、職員併任の活用による徴収技術のスキルアップや、住民税徴収対策会議における研修会や事業検討会の開催など、市町村の実情に応じた支援を行うとともに、庁内各課室と連携・協働して収入未済額の縮減対策を実施した。

個人県民税以外の税目については、徴収困難な事案の割合が高くなっていることから、滞納繰越分について滞納処分を前提とした取組を徹底するとともに、納税資力の乏しい者に対しては納税の緩和措置を適用する等により収入未済額の縮減を図った。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難となった者に対する徴収猶予の特例に係る収入未済額が11億2千6百万円となったことから、令和2年度の収入未済額は38億9千万円と令和元年度から6億1千8百万円の増加となった。

今後は、徴収猶予の特例に係る収入未済額を最優先として、生活困窮者に対する納税の緩和措置にも適切に対応しつつ、収入未済額の縮減に取り組む。

(2) オリゾンビック・パパラゾンビック大会推進課

イ 監査委員の報告の内容

補助金において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように内部統制制度の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

スポーツイベント再開等支援事業費補助金について、変更交付決定を行わないまま、指令額より高い補助金額を確定し、交付していたもの。

・交付決定額 517,458円

・額の確定額 543,087円

・補助金交付額 543,087円

ロ 措置の内容

再発防止策として、交付決定事業者において事業費の変更が生じる見込みの場合は、県への事前報告を徹底させ、「補助金交付事務に係る確認用チェックリスト」の実績報告年月日の欄に、「交付決定額から増減が生じる見込みの場合は、計画変更承認申請を事業者に求めること」と明記するとともに、内部統制の対応として、今回の件を職場内会議で情報共有し、他の補助金業務でも当該様式を使用することに改めた。

今後はこの取り組みを着実に実行し、再発防止に努める。

(3) 原子力安全対策課

イ 監査委員の報告の内容

国庫補助金に係る調達において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように内部統制制度の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

誤調定の取消遺漏により調達額及び収入未済額が誤った金額のまま決算となっているもの。

・件数 1件

・金額 46,691,630円

ロ 措置の内容

取消漏れの調達決議について、速やかに取消処理を行った。

今後の対応策として、調達事務に際しては、調達額と、国からの交付決定通知書等の根拠資料との突合を複数の目で確実にを行い、適正な事務処理に努めるとともに、実効性のある内部統制を確実に行っていくため、課内共通のチェックシートにより確認を行うこととした。

また、収入未済管理にあたっては、毎月、収入未済リストを拠証資料等を添えて課長まで回覧を行うことで、常に情報共有し、組織として確実に確認していくこととした。

(4) 循環型社会推進課 竹の内産廃処分場対策室、放射性物質汚染廃棄物対策室

イ 監査委員の報告の内容

特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、収入未済があったので、引き続き収納促進と適切な債権管理を図られたい。

報 告 書 公 報 城 報

<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度収入未済額 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>現年度分</td> <td>133,422,845円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>704,603,166円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>838,026,011円</td> </tr> </table> ・ 令和元年度収入未済額 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>現年度分</td> <td>37,623,954円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>689,233,379円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>726,857,333円</td> </tr> </table> <p>ロ 措置の内容</p> <p>特別納付金の適切な管理と収入未済縮減のため、所得調査や銀行預金等の財産調査を実施し計画的な債権回収に努めている。</p> <p>また、不真正連帯債務者1社7個人に対して、文書等で納付を促すとともに、県内在住者3名は、定期的に自宅等を訪問し、県外在住者4名は、電話等により納付指導を継続した結果、遅滞なく7個人全ての一部納付が継続された。</p> <p>加えて、納付に唯一応じていない法人債務者は、令和2年度に発生した新たな債権について、既に差押えを行っている所有地を、参加差押えを行うことにより時効の完成猶予を図った。</p> <p>今後も各債務者の財産調査を継続し一部納付が中断された場合には差押え等の滞納処分を的確に行い、完成猶予や時効更新を図っていく。</p> <p>(5) 共同参画社会推進課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>国庫補助事業の実績報告において、過少報告に伴う県費の持ち出しが認められたので、今後再発しないように内部統制制度の整備など、対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>被災者支援総合交付金（NPO等による心の復興支援事業）において、令和元年度に交付決定及び概算額で受け入れし、令和2年度に復興庁に実績報告を行い、交付金の額の確定を受け、返還したところ、実績報告に高速使用料（5,700円）の計上漏れがあり、過少に実績報告したことから県費の持ち出しが発生したものである。</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>今後の対策として、事務費の執行を予算管理担当班任せにせず、事業担当班においても予算の執行状況を予算管理担当班に確認しながら事業を実施していく。</p>	現年度分	133,422,845円	過年度分	704,603,166円	合 計	838,026,011円	現年度分	37,623,954円	過年度分	689,233,379円	合 計	726,857,333円	<p>また、課内で申請書類等の確認項目を共有して、決裁時には、複数人によるポイントをしつかりと押さえたチェックを実践していく。</p> <p>(6) 社会福祉課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>需用費において、支払遅延が認められたので、今後再発しないように内部統制制度の整備など、対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>新聞料金について、支払遅延防止法に規定する支払時期を超えて支払ったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 件数 1件 ・ 金額 12,000円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>定期的な支出事務の進捗を管理する一覧表を作成し、庶務担当者のほか複数の職員が支出事務の進捗状況の確認を行い、支払遅延防止に努めている。</p> <p>あわせて、庶務担当者以外の職員が月初め及び月末に出納簿の確認を行うとともに、財務システムにより支出負担済みの未払額の有無を確認しており、支出事務の進行管理体制を整え、再発の防止に取り組んでいる。</p> <p>(7) 障害福祉課、精神保健推進室</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>歳入歳出外現金において、払出しを行っていないものが認められたので、今後再発しないように内部統制制度の整備など、対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>接視察照明器具更新工事に係る契約保証金について、完成検査後に受注者に返還していないもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 件数 1件 ・ 金額 579,040円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>払出しを行っていない契約保証金については、工事施工業者に対し、契約保証金払戻請求書の提出を求め、令和3年7月12日に返還を行った。</p> <p>今後は、毎月、歳入歳出外現金整理表等で残額確認を行うとともに、会計管理表により保管状況を可視化し、払出しの処理漏れがないようチェック体制の強化を図り、再発防止に努める。</p> <p>(8) 新産業振興課</p>
現年度分	133,422,845円												
過年度分	704,603,166円												
合 計	838,026,011円												
現年度分	37,623,954円												
過年度分	689,233,379円												
合 計	726,857,333円												

報 告 書 公 報 城 島 町

<p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>延滞金（情報通信関連企業立地促進奨励金）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。</p> <p>（内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度収入未済額 現年度分 0円 過年度分 11,945,606円 合 計 11,945,606円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>事業者に対して、これまで複数回訪問し、継続した支払勧奨を行うとともに、県顧問弁護士から債権回収に係る法的手法について助言を受け、対応策を検討している。</p> <p>今後は、事業者への支払勧奨を継続していくとともに、経営状況・財務状況に注意を払いながら、適切な債権管理を図っていく。</p> <p>(9) 観光課（観光政策課）</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように内部統制制度の整備など、対策を講じられた。</p> <p>（内容）</p> <p>指定部分である駐車場の工事目的物としての引渡しを受けていない状態で供用を開始し、料金を徴収していたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 1件 ・工事名 松島公園津波防災緑地整備工事 <p>ロ 措置の内容</p> <p>本工事は県営松島公園第四駐車場等を含む周辺整備を行ったものであり、全体の工期は令和2年7月31日までとしていたが、第四駐車場の工事については、7月1日供用開始予定のため6月30日までに完成させることとしていた。6月30日の工事完成後、7月1日に部分完成の検査を受けたものの、その後に請負業者と取り交わす必要がある検査結果通知書及び工事目的物引渡書の事務処理を行っておらず、工事目的物引渡書がまま供用を開始した。</p> <p>対応策としては、契約から支払状況がわかる工事台帳等を作成し進捗状況を共有すること等により、工事に係る事務処理の流れを担当だけでなく班内で共有し、完成後の引渡しも含め事務処理が適切に行われているかを複数の目で確認することにより、内部統制を確実に行うこと</p>	<p>としたい。</p> <p>(10) 水産業基盤整備課、漁港復興推進室</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>特別納付金（汽船除去の行政代執行に係る費用）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。</p> <p>（内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度収入未済額 現年度分 6,820,000円 過年度分 3,687,340円 合 計 10,507,340円 <p>・令和元年度収入未済額</p> <p>現年度分 0円</p> <p>過年度分 3,831,840円</p> <p>合 計 3,831,840円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>令和2年度に発生した収入未済については、督促状による督促や戸籍調査を行った。また、過年度に発生した収入未済については、解消を図るため財産調査及び戸籍調査を行い、令和2年8月に収入未済額の一部を回収した。</p> <p>今後は、滞納者に対する督促を継続していくとともに、滞納処分の検討を行うため財産調査等についても引き続き実施していく。</p> <p>(11) 水産業基盤整備課、漁港復興推進室</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように内部統制制度の整備など、対策を講じられた。</p> <p>（内容）</p> <p>防潮堤工事において、工期途中から監督員不在となったまま、工事完成に至っていたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 2件 ・工事名 (1) 浦の浜漁港磯草地区防潮堤工事 (2) 小鯖漁港小鯖地区防潮堤工事 <p>ロ 措置の内容</p>
--	--

宮 城 県 公 報

令和3年7月12日付けで、各地方振興事務所長に対し、「県請負工事監督規定の運用」に基づき、監督職員の適正な配置の実施について通知した。

今後は、内部統制実践項目に監督職員の適正配置確認を加え、随時、確認していく。

措置の内容

県営住宅の管理業務全般については宮城県住宅供給公社（以下「公社」という。）へ委託しており、滞納整理業務についても公社が主体となり実施するほか、県住宅課職員が戸別訪問に同行するなど、連携を密にした取組を実施している。

県と公社は、「県営住宅滞納家賃等縮減推進の取組について（令和3年度～令和4年度）」の取組方針を基本とし、初期滞納者への早期対応の強化や、滞納発生時における連帯保証人への協力要請等、滞納の蓄積を未然に防ぐ取組を実施している。

また、毎月連絡調整会議を開催し、滞納整理の実施状況や収納状況及び収入未申告と滞納の関係を把握しながら、滞納発生に対して早期に対応するよう取り組んでいる。

収入未申告者の中には、入居承継や同居承認等の手続きが未了であることにより、家賃が高額な近傍同種家賃になり、結果として滞納が増加している事例が見られる。このような事例を早期に解消する、又は未然に防ぐためにも公社の滞納整理部門と入居管理部門は連携を密にして対応している。

全入居者に対して減免制度の周知を行い、家賃等の支払いが困難な入居者に対して適切に減免を行うことで滞納発生を未然に防いでいる。

滞納が長期化している案件については、法的措置による厳正な対応を前提に、個々に対応方針を検討し、対策を講じている。

重点的な取組事項

【入居者への取組】

①初期滞納者（1～2か月）への取組強化

②法的措置による厳正な対応

③収入申告の徹底

④各種手続きに係る迅速かつ丁寧な対応

⑤生活保護受給者の代理納付の利用拡大

⑥連帯保証人に対する対応の強化

⑦減免制度の周知

⑧高齢者や福祉的対応が必要な滞納者に対する指導強化

【退去者への取組】

①民間債権回収業者（サービサー）の活用

②弁護士への債権回収業務委託

③法的措置による厳正な対応

(12) 道路課

イ 監査委員の報告の内容

国庫支出金の受入れにおいて、当該年度の収入とすべきものを請求せず、歳入欠損となっているものが認められたので、今後再発しないように内部統制制度の整備など、対策を講じられたい。

措置の内容

当該事案については、令和2年度の出納整理期間中に把握し、決算上の処理（一般財源による補填措置）を行うとともに、令和3年度に国庫支出金の受入れを行うこととしている。

今後の再発防止策については、令和3年度の精算業務の開始に向けて点検を実施中であり、精算や国費関係事務が本格化する11月までに、スケジュール管理、チェック体制のルーパル化など具体的な対策をとりまとめ実施することとしている。

(13) 住宅課

イ 監査委員の報告の内容

県営住宅使用料において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、引き続き収納促進と適切な債権管理を図られたい。

措置の内容

当該事案については、令和2年度の出納整理期間中に把握し、決算上の処理（一般財源による補填措置）を行うとともに、令和3年度に国庫支出金の受入れを行うこととしている。

今後の再発防止策については、令和3年度の精算業務の開始に向けて点検を実施中であり、精算や国費関係事務が本格化する11月までに、スケジュール管理、チェック体制のルーパル化など具体的な対策をとりまとめ実施することとしている。

・件数 3件

・金額 44,177,000円

収入未申告者の中には、入居承継や同居承認等の手続きが未了であることにより、家賃が高額な近傍同種家賃になり、結果として滞納が増加している事例が見られる。このような事例を早期に解消する、又は未然に防ぐためにも公社の滞納整理部門と入居管理部門は連携を密にして対応している。

ロ 措置の内容

全入居者に対して減免制度の周知を行い、家賃等の支払いが困難な入居者に対して適切に減免を行うことで滞納発生を未然に防いでいる。

イ 監査委員の報告の内容

県営住宅使用料において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、引き続き収納促進と適切な債権管理を図られたい。

収入未申告者の中には、入居承継や同居承認等の手続きが未了であることにより、家賃が高額な近傍同種家賃になり、結果として滞納が増加している事例が見られる。このような事例を早期に解消する、又は未然に防ぐためにも公社の滞納整理部門と入居管理部門は連携を密にして対応している。

(内容)

・令和2年度収入未済額

現年度分 15,534,350円

過年度分 22,124,027円

合 計 37,658,377円

・令和元年度収入未済額

現年度分 18,316,075円

過年度分 22,071,119円

合 計 40,387,194円

収入未申告者の中には、入居承継や同居承認等の手続きが未了であることにより、家賃が高額な近傍同種家賃になり、結果として滞納が増加している事例が見られる。このような事例を早期に解消する、又は未然に防ぐためにも公社の滞納整理部門と入居管理部門は連携を密にして対応している。

・令和2年度収入未済額

現年度分 15,534,350円

過年度分 22,124,027円

合 計 37,658,377円

・令和元年度収入未済額

現年度分 18,316,075円

過年度分 22,071,119円

合 計 40,387,194円

収入未申告者の中には、入居承継や同居承認等の手続きが未了であることにより、家賃が高額な近傍同種家賃になり、結果として滞納が増加している事例が見られる。このような事例を早期に解消する、又は未然に防ぐためにも公社の滞納整理部門と入居管理部門は連携を密にして対応している。

④債権の適正管理

(14) 高校教育課、宮城丸

イ 監査委員の報告の内容

高等学校等育英奨学資金貸付金償還金において、収入未済があったので、引き続き収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

・令和2年度収入未済額

現年度分 78,538,308円

過年度分 277,990,224円

合 計 356,528,532円

・令和元年度収入未済額

現年度分 88,029,273円

過年度分 253,272,894円

合 計 341,302,167円

ロ 措置の内容

償還金の収入未済額を縮減するため、未納者に対して督促状を毎月送付するとともに、これに応じない者には、電話による催告や未納額総額を記載した納付催告書を送付し償還を促した。さらに2か月以上未納状態が続いている者に対しては、連帯保証人あてに未納額総額を記載した納付催告書の送付を行った。

また、所在不明等による回収困難案件の一部について、債権回収会社（サービサー）に業務委託するなど、取組の強化を図った。

なお、生活保護受給等の経済的困窮や、大学への進学等により償還が困難な者に対しては、償還の猶予を案内し、新たな収入未済額発生への抑制に努めた。

令和2年度において、過年度の収入未済額のうち、63,311,943円を回収し、収入未済額の縮減に努めた。

今後は、これまでの取組みに加えて、連帯保証人への催告書の送付を年1回から年2回に増やすとともに、住所不明な滞納者について、住民基本台帳ネットワークシステムや戸籍の公用請求等による居住地調査を年4回から毎月行うようにするなど、引き続き収入未済額の縮減に努めていく。

(15) スポーツ健康課（保健体育安全課）

イ 監査委員の報告の内容

補助金（学校臨時休業対策費補助金）の交付事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように内部統制制度の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

補助事業者が学校給食費会計代表者であるにもかかわらず、全ての交付申請が学校長から提出されていたもの。また、実績報告書の一部についても学校長から提出されていたもの。

・件数 23件

・金額 910,967円

ロ 措置の内容

交付要綱に申請書類の作成例を添付するほか、申請書類のチェック箇所を共有することで、複数の職員による確認体制を強化し、再発防止に努めていく。

(16) スポーツ健康課（スポーツ振興課）

イ 監査委員の報告の内容

指定管理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように内部統制制度の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

1 宮城県ライフル射撃場の指定管理者である宮城県ライフル射撃協会について、労働者災害補償保険法に基づく労災保険に加入していなかったもの。

2 宮城県ライフル射撃場の指定管理者である宮城県ライフル射撃協会及び宮城県長沼ポータ場の指定管理者である宮城県ボート協会について、指定管理者に対する指導・監督を怠り、また、指定管理料において、必要な経費の算定を誤り、過不足を生じさせ追加支払を行ったもの。

・宮城県ライフル射撃協会 360,000円

・宮城県ボート協会 1,664,400円

ロ 措置の内容

県及び指定管理者において、関係法令の理解及び遵守に努め、今回指摘のあった事項については、指定管理者の選定に際し、「チェックリスト」を作成し、確認を徹底する。

また、指定管理期間中においては、事業実施報告書に基づき実施調査を行うなど、適切な指導・助言を行う。

(17) 警察本部

イ 監査委員の報告の内容

損害賠償金において、現年度分収入未済額が0円となり、収入未済を解消する努力は見られ

るが、なお収入未済があったので、引き続き収納促進と適切な債権管理を図らるたい。

(内容)

・令和2年度収入未済額

現年度分 0円

過年度分 27,815,934円

合 計 27,815,934円

・令和元年度収入未済額

現年度分 3,080,000円

過年度分 25,293,734円

合 計 28,373,734円

ロ 措置の内容

定期的な電話連絡により生活状況等の確認及び支払いの催促を実施した。

また、生活困窮等の理由により一括納付ができない債務者に対しては、分割納付等の納付指導を実施した。

分割納付者のうち、納付が滞りからとなっている債務者に対しては、電話による納付指導を実施した。

今後とも、上記の措置を着実に実施し、一層の収入未済の縮減に努めていく。

(8) 警察本部

イ 監査委員の報告の内容

報酬において、支払遅延が認められたので、今後再発しないように内部統制制度の整備など、対策を講じらるたい。

(内容)

非常勤職員の報酬について、支給定日を過ぎて支給していたもの。

・件数 1件

・支給額 139,000円

ロ 措置の内容

授業を計画する担当者と報酬を支払う担当者間で授業予定及び結果の確認を徹底し、幹部もその実施状況と支払状況を確実に確認するなど内部統制の強化を図った。